

## 平成 22 年 3 月 18 日 総務委員会

○**小林委員** 私からは、青少年健全育成条例改正案における、インターネットそして携帯電話に関する利用環境の整備についてお伺いをいたします。

先ほど来、さまざまお話ございましたけれども、私のところにも、さまざまご心配をするお声、たくさんちょうだいしておりますので、そのようなお声一つ一つを中心にしながら、何点か、その点についてお聞きしたいというふうに思っております。

携帯電話やインターネットの急速な普及によりまして、社会は劇的な変化を遂げました。情報通信技術の進展は、社会にとっては功罪相半ばしているのが現状であります。

時代状況が刻々と変化している中で、次代の宝である子どもたちをどのように守り育てていくのか、私たちは強い決意のもと、あらゆる知恵を働かせ行動していかなければならないというふうに思います。

昨年四月より、青少年インターネット利用環境整備法が施行されまして、青少年が安全にインターネットを利用できるような環境整備へ一歩前進をしましたが、今回の条例改正案は、さきに施行されたこの法律の規定をどのようにとらえ、そして何を目的とした条例の改正なのか、改めてその趣旨をお伺いいたします。

○**浅川参事** 昨年四月にインターネット環境整備法が施行されましたが、法施行後も、インターネット上のコミュニティサイトやプロフィールサイトなどの非出会い系サイトを通じて被害に遭う青少年がふえるなど、インターネットに関し、青少年が被害者や加害者となるさまざまな問題が発生しております。

民間の自主的かつ主体的な取り組みを尊重するという法の趣旨を遵守することは当然でございますが、現に青少年の被害等の減少が見られない現状にかんがみ、青少年の福祉を阻害する行為を防止し、その健全育成を図る責務を負う都として、同法の規定の趣旨を定着させ、その実効性を向上させるために、フィルタリングの実効性確保に向けた事業者の努力義務など、都として必要な規定を設けるものであり、法の趣旨に反して、民間の自主的な取り組みを軽視したり規制したりするものではございません。

また、個別具体的な有害情報の判断やフィルタリングの基準設定を行おうとするものでもございません。

○**小林委員** 条例改正案の中で、知事は、青少年がインターネットを利用して自己もしくは他人の尊厳を傷つけ、違法もしくは有害な行為をし、または犯罪もしくは被害を誘発したと認めるときは、その保護者に対し、当該青少年について再発防止に必要な措置をとるとともにそのインターネットの利用に関し適切に監督するよう指導または助言をすることができる、というふうにあります。

保護者に対して指導、助言ができるという規定がございますけれども、この規定につきましては、家庭への過剰な介入であるとの指摘も、私、いただいておりますが、この規定を設ける理由は何なのか、その見解をお伺いします。

○**浅川参事** インターネット環境整備法第六条には、フィルタリングの利用等により青少年のインターネット利用を適切に監督する保護者の努力義務が規定されており、青少年のインターネット利用の管理は、一義的には保護者の責任において、その自主的な取り組みにより行われるべきものであることは間違いないところでございます。

しかし、教育庁が平成二十年十月に実施した、子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査によれば、携帯電話、インターネットでのトラブルについて、児童生徒がトラブルがあったと回答した割合と、保護者が相談を受けたという割合では、小学校で八・四ポイント、中学校で一〇・九ポイント、高等学校で一八・九ポイント、特別支援学校で一四・六ポイント、後者の保護者が相談を受けた割合という方が低くなっておりまして、現に、子どものインターネット利用に伴う危険性などについての関心や保護監督が不十分な保護者が存在するところでございます。

そして、現に、保護者の関知しないところでのインターネット等への書き込みなどにより、自他に加害、被害をもたらしている事例も多く、保護者の自覚を待つだけでは、青少年を十分に守ることはできないというふうに考えております。

したがって、特定の者に対するいじめを呼びかける書き込みを行ったようなケースなどで、現実に青少年の健全な成長を阻害する行為が明らかに行われた場合において、その再発を防止するため行政が保護者に対し適切に監督するよう指導、助言をすることは、青少年の健全育成を実現する上でやむを得ないものであるとともに、法における保護者の努力義務を促すという意味で、法の実効性の確保に資するものであると考えております。

また、調査は、指導、助言に必要な事実確認のため、関係者の同意のもとに任意の聞き取りなどを行うにとどまるものでございまして、現実に青少年の健全な成長を阻害する行為が明らかに行われた場合に限られるという前提を踏まえれば、過剰な介入には当たらないものと考えております。

○**小林委員** 今回の改正案の中には、フィルタリングの実効性の確保という内容も含まれておりますが、保護者がフィルタリングを解除するに当たっては、青少年が有害情報を閲覧することがないように適切に監督するなどの正当な理由を記載した書面を、携帯電話インターネット接続事業者に提出するということが規定されております。

これにつきましても、保護者の方々からは、保護者に対する過剰な規制であり、違法ではないかという疑義も持たれておりますが、この規定の目的についての所見をお伺いします。

○**浅川参事** 当該規定は、保護者がフィルタリングを解除することにより青少年が有害情報を閲覧する機会が増大することにかんがみ、保護者が解除を申し出る際には、保護者にその危険性を十分に認識していただいた上で、青少年が障害等を有しておりフィルタリングによって十分にコミュニケーションがとれない場合などを除いて、フィルタリングを利用しなくても青少年が有害情報を閲覧することのないよう保護者が適切に監督することを促すために、都が保護者に対して書面提出を義務づける規定でございまして、要件を定めて解除を制限するものではありません。

フィルタリングの提供は、あくまで事業者と一般都民の間の私的契約にかかわることであり、当該書面の提出の有無には左右されず、保護者の申し出があれば解除は可能です。

なお、法の第六条では保護者の責務として、フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、と規定されており、保護者が法第十七条に基づきフィルタリングを解除した場合もなお、この第六条における保護者による適切な管理が求められることは当然でございます。

むしろ、第六条で特に例示され、特段の申し出を行わなければ事業者により必ず提供されるフィルタリングの利用を保護者の意思で解除する場合には、フィルタリングにかわる有効な手段や家庭でのルールづくりなどにより、保護者が強い責任を持って監督の努力義務を履行することが求められると考えられます。このような考えに基づき、条例改正案においては、以上の規定を置くことにより、法に定める保護者の管理に係る努力義務の履行を促すものでございます。

以上のことから、条例改正案は法に反した過剰な規制ではなく、むしろ法の実効性を確保するものと考えております。

○**小林委員** さきにも述べましたけれども、改正案の中にある規制対象となる情報、これは、青少年がインターネットを利用して自己もしくは他人の尊厳を傷つけ、違法もしくは有害な行為をし、または犯罪もしくは被害を誘発したと認めたとき、というふうに規定をされておりますけれども、この表現が大変にあいまいであるとの指摘がございます。

青少年インターネット利用環境整備法の中では、有害情報を、青少年の健全な成長を著しく阻害するものというふうに規定をしております、法律を越えた、直接的かつ過剰なサイト規制につながるとの懸念の声がございます。この規定の趣旨について見解を伺います。

○**浅川参事** そもそも、条例が法に違反する規定を置くことはできず、本条の努力義務の対象となるフィルタリングの対象となる情報が、法に規定する青少年有害情報、すなわち、インターネット上で公衆の閲覧に供されている情報であって、青少年の健全な成長を著しく阻害するものの解釈を拡大するものではないことは当然の前提でございます。

しかし、法施行後も、コミュニティサイトやプロフィールサイトなどの非出会い系サイトを通じて福祉犯罪被害に遭う例が増加しており、この中には、掲示板に自己の裸の写真を掲示したことがきっかけになっている事例なども見られることなどを踏まえ、事業者、青少年の被害や健全育成の阻害につながる行為に関する視点を提示し、現状を踏まえた、青少年の被害防止に向けたフィルタリングの実効性の確保に関する一層の取り組みを促すために置くものでございます。

具体的にどのような情報をフィルタリングの対象とするかの個別的判断や、その基準の設定は、従前どおり、あくまで事業者にゆだねられるものであって、都が直接的にこれを判断等をするものではなく、サイト規制には当たりません。

なお、都としても、コミュニティサイトに係る被害実態などの情報については、警察当局とも連携しながら、分析、提供などを行っていく考えであり、官民連携して、子どもを守るために実効性のあるフィルタリングの運用が図られるよう、貢献してまいります。

○**小林委員** ありがとうございます。

最後になりますが、都はこれまでも、この条例に、フィルタリングの提供について事業者の



努力義務を規定するなどの取り組みなど、またファミリeルール講座など、保護者への啓発活動にも積極的に取り組んでこられたというふうに認識をしておりますけれども、このような今の情報通信社会におきましては、さらなる教育、啓発への取り組みというものが加速をしていかなければならないというふうに思います。

今回の条例改正案の中においても、教育、啓発活動に関する規定がありますけれども、まずその内容について確認をさせていただきたいと思います。そして、既に行われているファミリeルール講座等の事業についても今後拡大する予定があるのか、あわせて伺いをいたします。

○**浅川参事** 法第六条に、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理する努力義務が定められていることにもかんがみ、その具体的な取り組みを促進するため、保護者に対し、みずからが、インターネット利用に伴う危険性やその回避のための方法等についての知識を習得するよう努めるとともに、家庭内でのルールを定めることなどに努める規定を置くものでございます。

さらに、携帯電話等事業者に、青少年が使用する携帯電話等の契約時におけるインターネット利用の危険性などの説明を促すなど、広く、保護者一般に対する啓発機会の拡大を図ることとしております。

なお、ご指摘のとおり、これまで都においては、各家庭で子どもがインターネットや携帯電話などを利用する際のルールを保護者と子どもが一緒につくり上げるためのノウハウを身につけられるよう支援するため、グループワーク形式によるファミリeルール講座を実施してきており、本年一月までに九十回開催し、約三千七百人余の参加を得てきたものでございます。

今後も、その実施規模の拡大や、就労等により平日の講座への参加が困難な保護者に配慮した、夜間、休日における受講機会の拡大などに取り組むこととしております。

○**小林委員** ありがとうございます。

私が申すまでもありませんけれども、情報通信技術の進展というのはもう日進月歩で、非常に速いスピードで進んでおります。そういう中にありましては、私たちがそれに対応できないようなおくれをとることは、絶対にあってはならないというふうに思います。

そういう中で、やはりインターネット社会というのは厳然と存在をしているわけでありまして、このインターネット社会におきまして、苦しい思いをしている人、また、そこでつらい思いをしている人、悩む人を、そこから絶対に出さないという、ここがすべての出発点ではないかというふうに思います。

そして、この出発点を我々共通の認識として、そのために、やはり正しい知識を普及していく。そして、この正しい知識をもとにして、正しい知恵を発揮していけるような環境、教育、そしてまた啓発というものをしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思います。

どうか、教育庁などとも連携をしながら、この点もしっかりと取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。